

ふらふーぶ 第14号

令和元年12月発行

★特集★

だれもが性別にとらわれることなく
個性と能力が発揮できる社会へ
～男女共同参画社会基本法制定20年～

●男女共同参画セミナー

性はグラデーション ～LGBTについて考える～

講師：遠藤まめた氏 (LGBTコースの居場所「にじーず」代表)

- DV(ドメスティック・バイオレンス)を許さない社会に！
- 宮代町の男女共同参画の取り組み
- 相談窓口のご案内

ふらふーぶって？

年齢や性別に関わりなく、すべての人々がひとつの輪となって、バランス良くいつまでも回り続けられるように。そして、そんな思いを込めて活動し続ける私たちをイメージしています。

だれもが性別にとらわれることなく ～男女共同参画社会基本法

1945年
女性参政権

衆議院議員選挙が改正され女性が政治に参加する権利が認められました。

2019年は、男女共同参画基本法が制定されてから20年となります。この20年間の歩みを振り返りながら、これからの未来にむけて一緒に考えてみましょう。

1979年
「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」
国連総会採択

1999年 男女共同参画社会基本法

「男女の人権の尊重」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「国際的協調」の5つを柱に男女共同参画社会の実現のため国・市町村・国民がそれぞれの役割をもって取り組み、男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指した法律です。



2000年

ストーカー規制法

特定の人に対する恋愛感情、好意の感情やそれが満たされないことによる怨念の感情を満たす目的で、待ち伏せ、監視、無言電話等を含むつきまとい行為や同じ人に対してつきまとい等を反復して行うストーカー行為等について必要な規制を行い、相手方への危害発生を防止します。

2001年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げています。人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力を防止と被害者の保護を目的として作られた法律です。



2015年

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

働く場面で活躍したいと希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、女性の職業生活と家庭生活の両立に関し本人の意思の尊重や女性に対する採用、昇進の機会の積極的な提供と活用、性別による固定的役割分担意識による職場環境への配慮、ワークライフバランスに必要な環境整備等を基本原則として、豊かで活カある社会の実現を目指します。

個性と能力が発揮できる社会へ 制定から20年～

2018年

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

民主主義の確立のためには男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提ですが、男女半々であるにもかかわらず、日本の議会の場に女性が少ないのが現状です。

今、女性の視点や母親としての声を反映するため政治分野での男女共同参画が求められていることから、男女の候補者の数が出来る限り均等になることを目指した法律です。

宮代町の状況を見てみましょう!!

議員の
男女比率
2018年度



町議会議員

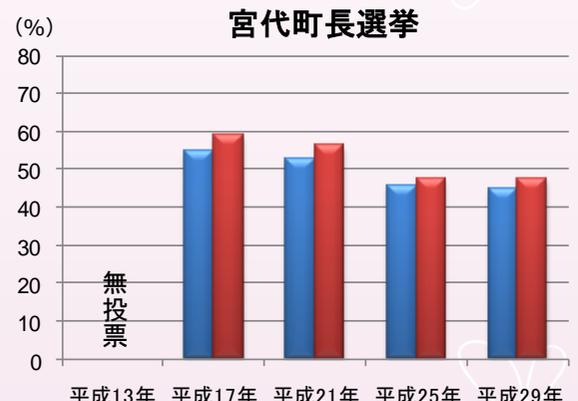
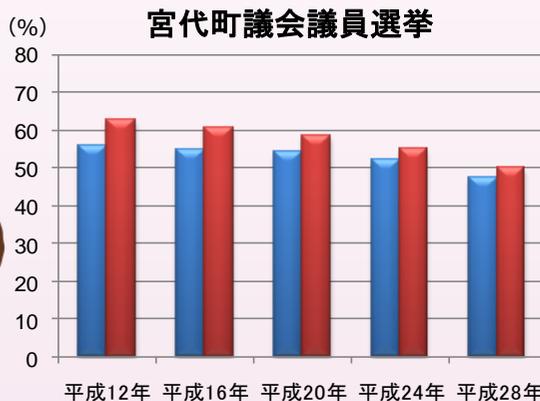
定数14人(現議員数13人)

埼玉県内ランキング(63市町村)

第1位	三芳町	35.7%
第2位	吉川市	35.0%
第3位	白岡市	33.3%
第4位	加須市	32.1%
第5位	越生町	30.0%
...
第10位	宮代町	23.0%

町議会議員の
女性割合は23%と県内
10番目に高いのね。

投票率



投票率は、男性よりも女性の方が高いね。もっとみんなの声が届くように投票にいこう!!

2019年

これからの未来

女性が生きやすい社会は、男性も生きやすい社会です。だれもが生きやすい社会を実現するためには、自ら行動することが実現への近道となります。未来はあなたが決めます!!

令和元年度宮代町男女共同参画セミナー

性はグラデーシヨン

～LGBTについて考える～

1/25 (土) 14:00～15:30
(開場 13:30)

場所 コミュニティセンター進修館・研修室

講師 遠藤まめたさん

1987年埼玉県生まれ。LGBTの子ども・若者支援にかかわる。
LGBTユースの居場所“にじず”代表。
著書に「先生と親のためのLGBTガイド～もしあなたがカミングアウトされたなら」(合同出版)ほか。



無料

**一時保育
あり**

一時保育

1歳以上の未就学児。お子様1人あたり200円。
申込期限：1月17日(金)17:00まで

お問い合わせ

宮代町総務課人権推進室 TEL0480-34-1111 内線210



「男は仕事、女は家庭・子育て」という固定的性別役割分担意識という言葉を目にすることがあります。この「固定的性別役割分担意識」を「だれもがその役割を担うことができる意識」に変えることが男女共同参画社会への実現の近道と考えます。

今、多くの町民と対話し、町の未来について共に考えています。想いは人それぞれ違いますが、町を良くしたいという想いを十分感じています。その想いには、性別は関係ありません。

これからの宮代町の未来が町民の皆さんひとりひとりが尊重され、自分らしく、個性と能力が発揮できるようなまちを目指していきます。



町長 新井康之

DV(ドメスティック・バイオレンス)を許さない社会に!!

●DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

DVは、配偶者や恋人などの親密な関係の中で行われる暴力のことをいいます。アザや骨折など、体への損傷だけでなく、うつ症状、人間不信など、精神的にも影響を及ぼしてしまいます。

特に、子どものいる家庭では、子どもの目の前で暴力を振るうことは、子どもの心身の発達に大きな影響を与えるとして、「児童虐待」になります。

● 身体的暴力

殴る 蹴る
物を投げつける
突き飛ばす
刃物を振りかざす など



● 精神的暴力

暴言を浴びせる
毎日の行動を監視する
何を言っても無視する など



● 経済的暴力

生活費を渡さない
仕事をさせない など



● 性的暴力

望まない性行為の強要 など

● 子供を利用した暴力

子供への加害をほのめかす
子供に被害者が悪いと思わせる など

DVの背景には、暴力を容認しがちな社会風潮、女性を男性より低く見る意識、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があるとされています。

DVは、犯罪行為も含む重大な人権侵害であり、社会的な問題です。一人で悩まず、相談してください。

*相談窓口は5ページにあります

参照：埼玉県県民生活部男女共同参画課作成パンフレット「DVのない社会に！」

宮代町の‘男女共同参画’の取り組み

◇◇◇ 男女共同参画パネル展の開催 ◇◇◇

★毎年 6月23日から29日は**男女共同参画週間**です。
6月24日～28日に進修館1階回廊において、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されたことに伴い「私たちの声をもっと社会に」をテーマにパネル展を開催しました。

★毎年 11月12日から25日は**女性に対する暴力をなくす運動の実施期間**です。

11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際デー」にあわせて、11月25日～29日に進修館1階回廊において、「DVと児童虐待」をテーマにパネル展を開催しました。

◇◇◇ パープルリボンキャンペーンinみやしろ ◇◇◇

毎年、埼玉県では女性に対する暴力をなくす運動としてパープルリボンをつくり、タペストリーを完成させるキャンペーンを展開し、県内を巡回しています。

宮代町では、1月7日～1月13日まで進修館1階回廊にタペストリーを展示します。

パープルリボンをつくることを通じて、DVのない社会を目指しましょう！



ひとりで悩んでいませんか？ いつでも相談してください!!



◆お問合せ・予約◆

総務課人権推進室

TEL0480-34-1111 内線210

※月～金曜日 8時30分～17時15分
祝日・年末年始除く

秘密
厳守

女性相談【予約制】

- 相談日時 毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日) 13時～16時
- 場 所 役場会議室 ※予約の際にお伝えします
- 相談員 女性相談員
- 相談方法 事前にお電話でご予約ください。

町民・法律相談

- 相談日時 毎月第2月曜日(祝日の場合は翌日) 10時～12時 13時～15時30分
- 場 所 コミュニティセンター進修館 和室・茶室
- 相談員 人権擁護委員 弁護士 行政相談員
- 相談方法 当日受付し、先着順でご相談をお受けします。

夫やパートナーからの暴力に対する相談

- with you さいたま TEL048-600-3800 (月～土曜日・10時～20時30分)
- 婦人相談センターDV相談担当
TEL048-863-6060 (月～土曜日:9時30分～20時30分 日曜日・祝日:9時30分～17時(年末年始を除く))
- けいさつ総合相談センター TEL048-822-9110 (月～金曜日・8時30分～17時15分)

編集後記

◆男女共同参画社会基本法施行から二十年。十年ひと昔と言うけれど、女性の地位はふた昔分も向上しただろうか。昨今では貧困等で男性も生きにくい世の中、政治の力に大いに期待したいのだが。(武井)

◆「ふらふら」編集に携わって六年間多くの人との出会いがあり、沢山の事を学ぶことができました。時間がたつのも忘れるほど熱心に話し合った事など懐かし思い出されます。今まで一緒に活動してきたメンバーの皆様有難うございました。(山根)

◆今年もセミナーお知らせの季節となりました。今回は「LGBT」。憲法13条には「すべて国民は、個人として尊重される。」とあります。人権について考える契機になれば幸いです。(佐藤)

◆時代の変化を色々な所で感じますが、物ごとは結局は良くも悪くも私たち一人一人の捉え方や活かし方次第。思いやり・笑顔でひと呼吸、少しずつでも前進できたら良いですね。(杉村)

◆男女共同参画のメンバーの一人として、今年度も勉強。男性が社会、女性が家庭を守るのではなく、反対の現実も多くなっているの毎日。自分らしく生きられていくのでしょか。(戸室)

◆昨年度の「ふらふら」のテーマ「LGBT」が今年度のセミナーのテーマとなり、当推進会議のおもな2つの活動がリンクしてうまく回っています！今後の活動にも乞うご期待！(渡辺)

企画・編集 男女共同参画社会推進会議
発行 宮代町(総務課人権推進室)
宮代町笠原1丁目4番1号
電話0480-34-1111 内線210